

日バス協技第37号
令和2年2月13日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤憲一

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

平素より、当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策をお願いしているところでございますが、今般、令和2年2月13日にタクシー運転者への感染が確認されました。

これを受け、国土交通省自動車局安全政策課長から「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）」とのおり通知がありましたので、貴協会の会員事業者へ周知をお願い致します。

担当：技術安全部（田中・横山）
電話：03-3216-4015

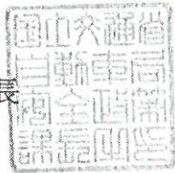


国自安第174号
令和2年2月13日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省

自動車局安全政策課長



新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策をお願いしているところでございますが、今般、令和2年2月13日にタクシー運転者への感染が確認されました。

つきましては、始業点呼時に、運転者に疲労、疾病等の体調を申告させる等により、運転者の健康状態を確実に把握するとともに、感染予防対策が取れていることをあわせて確認するよう、さらに、利用者に対してもチラシの掲示・配布等により感染予防対策の実施に協力頂くよう、傘下会員に対して周知徹底をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告いただくよう、傘下会員に対して、再度、周知をお願いします。